

旭川市火災予防条例第58条の2第1項の消防長が定める要件について

旭川市火災予防条例（昭和48年旭川市条例第41号）第58条の2第1項の消防長が定める要件は、次のとおりとする。

当該催しが、次のいずれにも該当するものであること。

- 1 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100を超えるもの
- 2 旭川市宮下通7丁目及び8丁目、旭川市1条通7丁目及び8丁目、旭川市2条通から4条通までの5丁目から8丁目まで及び13丁目から18丁目まで、旭川市5条通及び6条通の7丁目及び8丁目、旭川市7条通の5丁目から8丁目まで、旭川市8条通7丁目及び8丁目、旭川市常磐公園、旭川市永山1条及び2条の19丁目及び20丁目並びに旭川市神楽岡公園の区域のうち、いずれかの区域において開催されるもの

平成26年8月1日

旭川市消防長 小野田 実